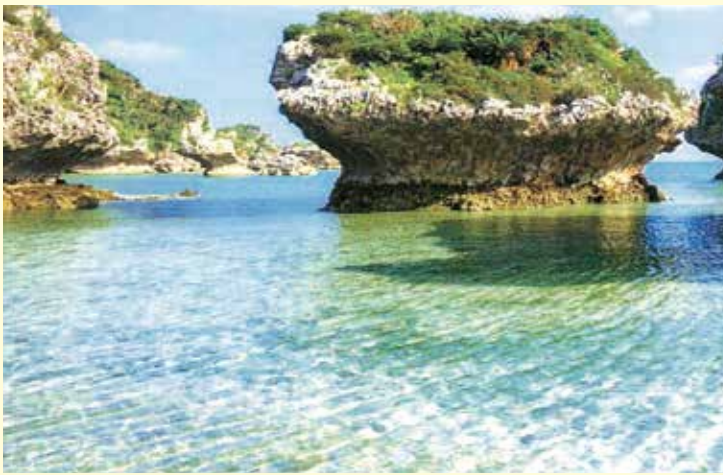


水だより



水道は、市民の生活を
支えるライフラインな
んだよ。

使った水を集めてきれい
にして、川や海へ戻す施
設が「下水道」んだよ。



快適で
豊かなくらしをささえる
上下水道

目次

水道水の水質検査について	1
上下水道料金について	1
事業経営について	2
水道事業会計の決算概要について	3
下水道事業会計の決算概要について	4
水漏れ?	5
悪質な訪問販売、点検商法にご注意ください!	6
水道部への届出について(引っ越しなど)	6
災害に備える!	7
災害に強い水道を目指して!	8
下水道接続に対する補助金交付制度の案内	9
第62回水道週間、クイズ	10
水道庁舎案内図・連絡先	11



〒904-2241 うるま市字兼箇段896番地
TEL975-2200 FAX973-6783

給水人口 124,583人
給水戸数 45,154戸
下水道接続人口 67,976人
下水道接続戸数 29,085戸
(令和2年3月末日現在)

水道水の水質検査について

工務課 水道管理係 TEL 975-0305

水道水を安心して利用していただくため、水道法に基づき水質検査（51項目）及び毎日検査を実施し、水質検査結果が水質基準に適合していること、及び普段と比べて著しい変化がないかを検証し、安全性を確認しています。

詳しい検査結果や最新の結果については、うるま市水道部ホームページにて公表しています。

上下水道料金について

営業課 水道調定係 TEL 975-2201

水道料金及び下水道使用料は、基本料金と従量料金の2つで構成されています。



水道料金表(消費税抜き)

用途別	基本料金(1か月につき)		超過料金	
	水量	料金	使用水量範囲	1mにつき
家庭用	8m ³ まで	971円	9~20m ³	189円
			21~100m ³	210円
			101~300m ³	240円
			301m ³ ~	264円
営業用	10m ³ まで	1,554円	11~30m ³	210円
			31~100m ³	240円
			101~300m ³	264円
			301m ³ ~	284円

下水道料金表(消費税抜き)

種別	基本料金(1か月につき)		超過料金	
	水量	料金	使用水量範囲	1mにつき
家庭用	10m ³ まで	600円	11~30m ³	75円
			31~50m ³	85円
			51~100m ³	100円
			101~300m ³	125円
			301m ³ ~	140円

※上記の表で算定された使用料金に消費税が加算されます。
※勝連津堅地域については、農業集落排水使用料で算定されています。

※上記の表で算定された使用料金に消費税が加算されます。
※集合住宅については、連合栓の適用により料金がお安くなる場合があります。営業課へお問い合わせください。

～上下水道料金のしくみ～

「基本料金」と「従量料金」の組み合わせによるものを「二部料金制」といい、全国のほとんどの事業者が採用しています。

基本料金は使用水量に関わらずお支払いいただく料金で、従量料金(超過料金)は使用水量によって段階を設け、段階的に単価が高くなるように設定しています。

水道料金の計算例

	水量	使用水量範囲	消費税抜き	
基本料金	8m ³	0~8m ³	971円	①
従量料金	22m ³			
	12m ³	9~20m ³ 単価189円	2,268円	②
	10m ³	21~100m ³ 単価210円	2,100円	③
合計	30m ³		5,339円	④



1か月で30m³使用したとき(水道料金 家庭用の場合)

基本料金の計算

基本料金8m³までは、1か月分で971円(税抜)・・・①

従量料金の計算: 従量料金単価は使用水量によって異なります。
まず、22m³のうち12m³分は単価189円で計算します。

12m³×189円=2,268円(税抜)・・・②

次に、残り10m³分は単価210円で計算します。

10m³×210円=2,100円(税抜)・・・③

合計(基本料金+従量料金)

①+②+③=5,339円(税抜)・・・④

5,339円×消費税率(1.10)=5,872円(税込み)・・・⑤

※料金は、基本料金と超過料金との合計額に消費税率を乗じて計算。

期限内支払いのお願い

営業課 水道収納係 TEL 975-2202

利用者の皆さまからお支払いいただく料金等で事業経営されています。料金が期限内に納められないと、督促状を発送することになります。

水道料金及び下水道使用料は、期限内に納めていただくようご協力のほど、お願いいたします。

事業経営について

水道総務課 企画経営係 TEL 975-2200

水道料金及び下水道使用料で事業経営しています。

上水道・下水道の1㎡あたりにかかった費用の内訳について、お知らせします。

水道事業及び下水道事業は、受益者負担の原則のもと、皆さんから使用料金でサービスを提供する独立採算を原則として経営していますが、下水道事業は一般会計からの繰入金(税金)で、収支均衡を図っています。

また、下水道事業の経費は、「雨水事業は公費(税金)で、汚水処理は下水道使用料で」という負担原則があります。

今後も安全で安心な水をお届けし、快適な暮らしを支えるため、効率的な事業経営を行ってまいります。



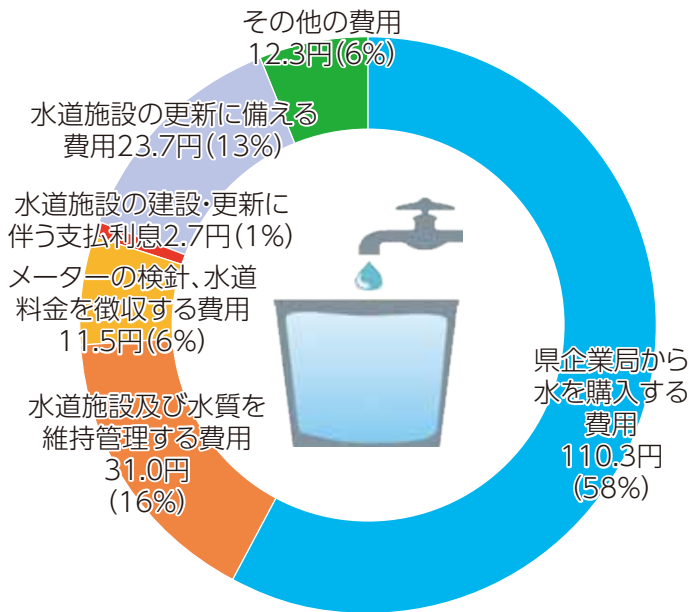
みんなが毎日使う水道水は、皆さんから集められた水道料金を使って届けられているんだね

みんなが払う水道料金及び下水道使用料の使い道だよ



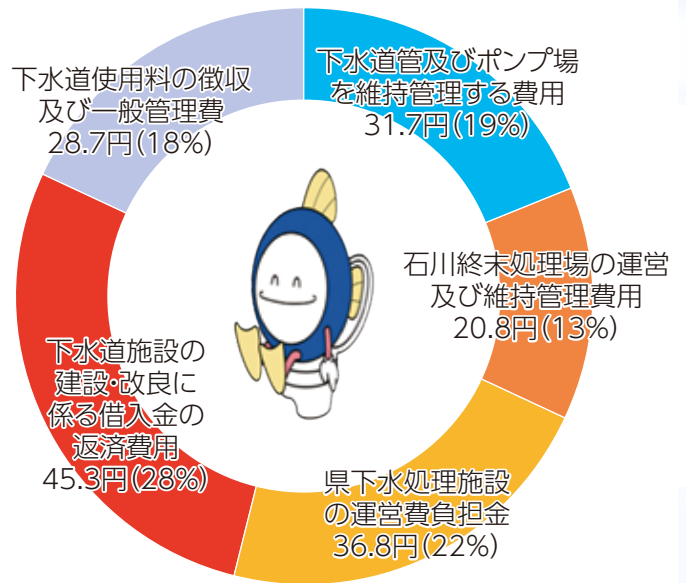
水道水1㎡を届けるのにかった費用 191.5円の内訳

*令和元年度決算



下水道1㎡を処理するのにかった費用 163.3円の内訳

*平成30年度決算



お支払いは、便利な口座振替で!

お客さまの利便性の向上、または納め忘れを防ぐため口座振替をおすすめしています。



お一人おひとり様が口座振替をすることにより、大きな経費節減が期待できます。
経費の節減に、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

～申し込み方法～

県内金融機関窓口または水道部窓口にて、申し込みができます。

～必要なもの～

①通帳、②通帳印、③水道番号(領収書、検針票など)をご持参ください。

～郵送での申し込み～

専用ハガキでの申し込みが可能となりました。お気軽にお問い合わせください。



*毎月21日(土、日、祝日などの場合は翌営業日)に自動的に引き落とします。前日までにご入金をお願いします。
*クレジットカードの取扱いはございません。

営業課 水道収納係 TEL 975-2202

水道事業会計の決算概要について

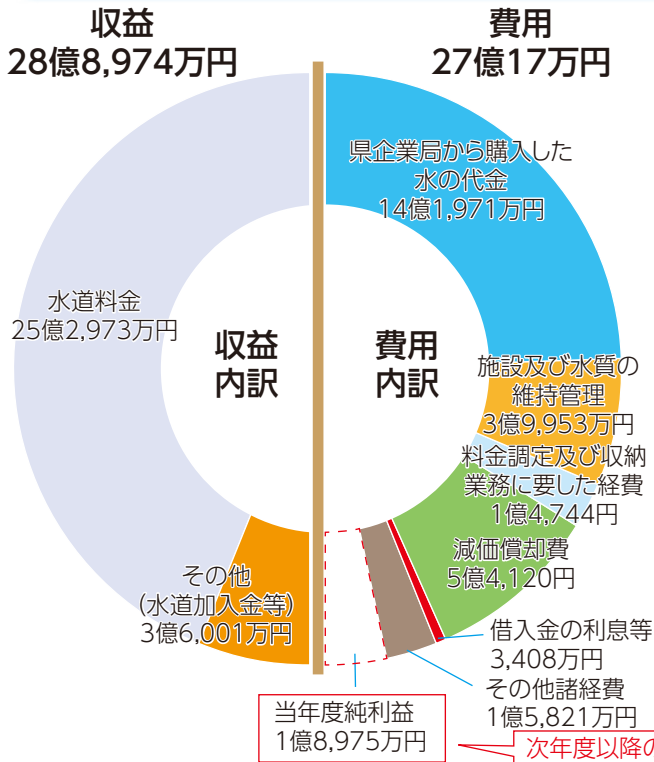
水道総務課 水道経理係 TEL 975-2200

令和元年度うるま市水道事業会計決算の概要についてお知らせします。

水道事業会計は、「収益的収支」と「資本的収支」の枠組みがあります。

「収益的収支」は、水道水を供給するための財源(収益)と経費(費用)で、「資本的収支」は、水道施設を整備するための財源(収入)と経費(支出)です。

■ 収益的収支 (水道水をお届けするための経費と財源) 消費税抜き



【収益的収支について】

総収益は28億8,974万円(割合:水道料金収87.5%その他12.5%)、総費用は27億170万円(割合:購入した水の代金52.6%、施設の維持管理及び料金収納業務14.8%、減価償却費20%、その他7.1%)となり、純利益(=総収益 - 総費用)は1億8,975万円となりました。

純利益は、どうなるの?

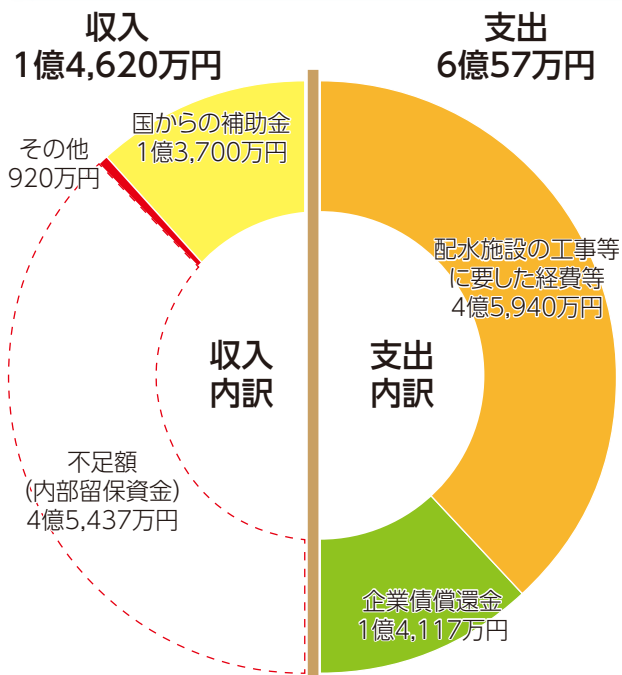


純利益は、水道施設整備更新の借入金の元金返済のために使うよ。



次年度以降の借入金の元金返済へ充てる(水道施設整備の企業債)

■ 資本的収支 (水道施設を整備・更新するための経費と財源) 消費税込み



【資本的収支について】

水道施設を整備・更新するための経費は4億5,940万円(割合:76.5%)、借入金の償還金は1億4,117万円(割合:23.5%)となりました。

財源不足となった4億5,437万円は損益勘定留保資金(減価償却費など内部で留保された資金)等で補てんしました。

今、借入金はどのくらいあるの?



令和元年度末時点の借入金残高は、18億4304万円あるよ。給水人口一人あたりにすると、およそ14,500円くらいだね。



下水道事業会計の決算概要について

水道総務課 下水道経理係 TEL 973-7978

令和元年度うるま市公共下水道事業特別会計決算の概要についてお知らせします。

歳入について、下水道使用料の歳入構成比は25%、一般会計繰入金の構成比は44%、歳入全体に占める依存財源（一般会計繰入金、地方債借入金）の割合が大きく、歳入全体の約70%を占めています。

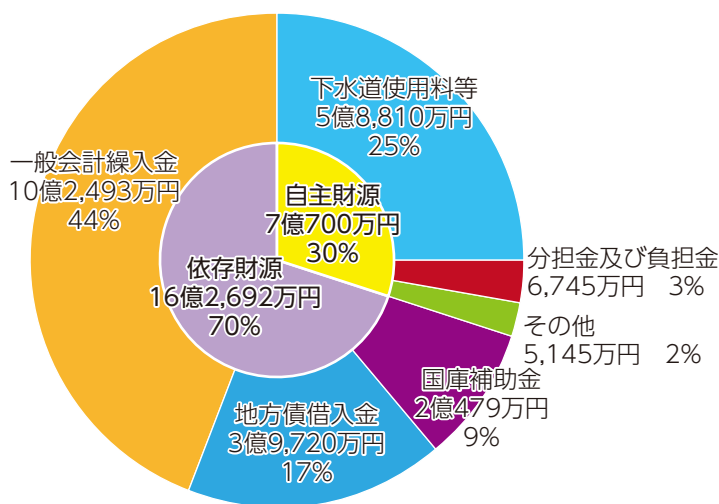
歳出について、借入金の返済金が歳出全体の48%、下水道施設の管理費が31%を占めており、歳入面においては、下水道普及率及び水洗化率（接続率）の向上など自主財源割合を高める取り組み、歳出面においては、効率的かつ効果的な下水道整備が重要となってきます。

*本市公共下水道事業特別会計は令和2年度から公営企業会計へ移行しました。

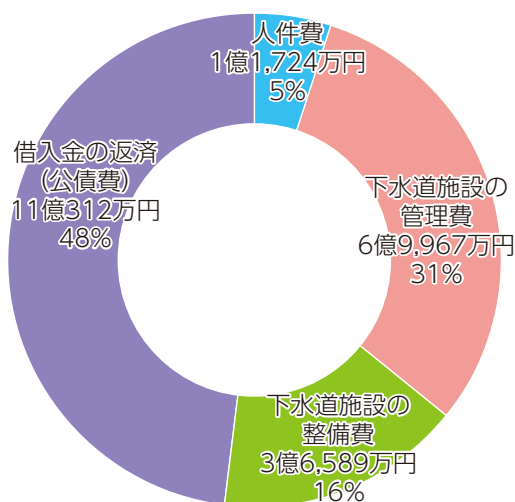
そのため、令和2年3月31日までの打ち切り決算となっています。



歳入(合計23億3,392万円)



歳出(合計:22億8,592万円)



*地方税及び地方消費税込み

公共下水道事業の概要について

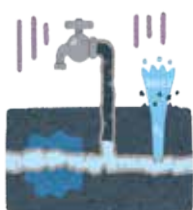
令和元年度の公共下水道事業は、2万9,085戸から排出された汚水815万9,399m³を処理しました。行政区域内人口に対する下水道の普及率は66.9%で処理区内の接続率（水洗化率）は81.6%です。

建設工事は、下水道管渠総延長1,078mの工事を行い、汚水処理未普及地域の解消や浸水対策等に努めています。

項目	内容	単位	令和元年度	平成30年度	増減数
行政区域内人口(A)	年度末のうるま市の人口	人	124,603	124,014	589
処理区域内人口(B)	下水処理が開始されている処理区域に居住する人口	人	83,299	83,126	173
普及率	(B)/(A)	%	66.9	67.0	△0.1
水洗化人口(C)	下水道により汚水を処理している人口	人	67,976	66,850	1,126
水洗化率	(C)/(B)	%	81.6	80.4	1.2
年間汚水量(D)	1年間に処理した汚水の総量	m ³	8,159,399	7,736,155	423,244
有収水量(E)	下水道使用料徴収の対象汚水量	m ³	7,232,921	7,057,979	174,942
有収率	年間汚水量に対する有収水量の割合(E)/(D)	%	88.6	91.2	△2.6

水漏れ?

営業課 水道測定係 TEL 975-2201



普段通りに使用しているのに水道料金が高くなっていませんか?

以下のとおりメーターのパイロットを確認してください。
水を使っていない状態（タンクの場合は満水時等）で確認します。

パイロットが

回転していたら!
水漏れの可能性があります!

回転していない!
水漏れの心配はありません!



うるま市指定給水装置工事事業者（指定店）へ調査・修繕を依頼してください。（調査・修繕費は自己負担）

※埋設部分からの漏水については、水道料金の減免ができる場合があります。詳しくは営業課までお問い合わせください。

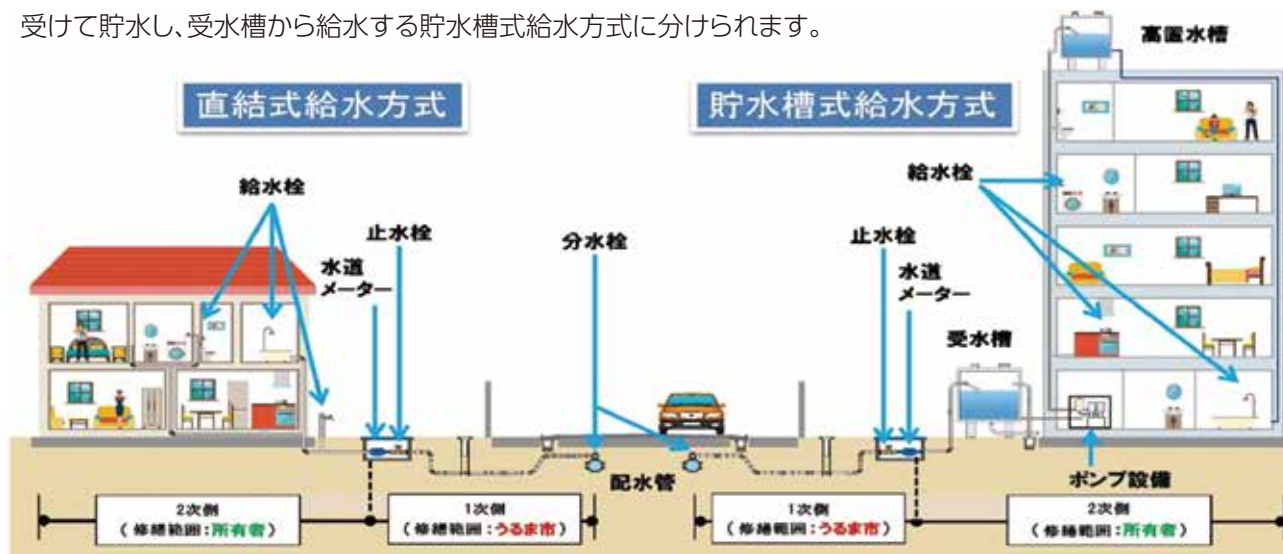


給水装置の修繕範囲について

給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及び直結する給水用具です。

給水管の修繕範囲は下図のとおりです。水道メーターから宅地内にある給水管で水漏れなどの異常があった場合は、市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。また、道路（公道）等で水漏れを発見したら、うるま市水道部までお知らせください。

※給水方式は、配水管から分岐し直接給水する直結式給水方式と、給水管から水道水を一旦受水槽で受けて貯水し、受水槽から給水する貯水槽式給水方式に分けられます。



貯水槽設置者の皆様へ・・・ 貯水槽（タンク）の清掃点検!

貯水槽式給水方式の場合は、普段から次の点に注意し適切な管理に努めましょう。

- 水道水が透明であり、臭いや味に異常がない。 ○貯水槽内に浮遊物や沈積物がない。
- ふたの密閉、貯水槽の亀裂、防虫網の破損などが無い。（台風後は特に注意!!）
- 1年に1回以上は貯水槽の清掃、残留塩素の有無、水の色、濁り、臭い、味の水質検査を実施しましょう。

水道メーター取り替え作業のご協力について



水道部では計量法に基づき、有効期限（8年）以内に新しいメーターへの取り替えを行っています（無料）
事前に取替予定をお知らせしたうえで、水道部発行の身分証明書を携帯した作業員が取り替えを行いますのでご協力をお願いします。

営業課 水道給水係 TEL 975-0306

悪質な訪問販売、点検商法にご注意ください!

水道部では、浄水器の販売や水道管の洗浄およびタンク清掃は行いません。
水道部職員を装ったり、水道部から派遣されたと偽って、浄水器を販売したり、水質検査を行い、水道管の洗浄やタンクの清掃を行おうとする苦情が水道部へ寄せられております。

不審に思われたときは、水道部にご連絡ください。

営業課 水道給水係 TEL 975-0306



水道メーター検針作業へのご協力をお願いします

検針とは、お客さまのご家庭で使用された水量の計量を行い、水道料金及び下水道使用料を計算する大切な作業です。毎月1回、検針員がご家庭に設置されています水道メーターの指示数を読み取りにお伺いします。



〈お願い〉

- 1 メーターボックスの中は、きれいにし、上に物を置かないでください。
- 2 犬は、出入口やメーターボックスから離れたところにつないでください。
- 3 家や車庫の増改築等でメーターが床下や屋内になる場合は、所有者（お客さま）の負担により、うるま市指定給水装置工事事業者に依頼し検針しやすい場所に移動してください。

***** 正しい検針が出来るようご協力をお願いします。 *****

営業課 水道測定係 TEL 975-2201

水道部への届出について

引っ越し等で水道の使用を開始、終了、名義変更をされる方は、届出が必要です。

①水道の使用を開始する際 ➡ **水道使用開始届**（電話・FAX）で届出ください。



※営業時間外に水道の使用を開始するときは、別途、開栓手数料 2,300 円が必要です。

※15時30分（島しょ地域は15時）以降の受付は、翌営業日の作業となりますので、ご了承ください。

②水道の使用を中止する際 ➡ **水道使用中止届**（電話・FAX）で届出ください。

③水道使用者の名義が変わる際 ➡ **水道使用者変更届**（FAX）で届出ください。

④水道を使用している用途を変更する際 ➡ **給水装置用途変更届**（電話・FAX）で届出ください。

⑤水道を完全に撤去する際 ➡ **完全撤去申込書**

※お手続きは窓口、お電話、FAX でお願います。

※開始・中止が複数ある場合は、FAX 等での届出をお願いします。

各種様式 : うるま市ホームページ→行政→水道部→水道使用開始、中止、変更届

お問い合わせ先 : うるま市水道部営業課 営業時間 : 月～金（午前8時30分～午後5時15分）

TEL (098)975-2201・2202

FAX (098)973-6783

災害に備える!

水道総務課 企画経営係 TEL 975-2200

災害で断水が発生した場合、被害の規模によっては、すぐに水道水を届けられないことがあります。そこで、ご家庭でも日頃から「1人1日3リットル、3日分」を目安に飲料水を備蓄しましょう。

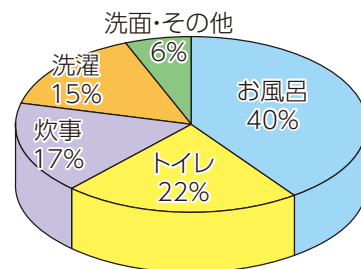
【飲料水の備蓄に心がけましょう】

災害などが起きると、水道管が破損して水が出なくなることがあります。

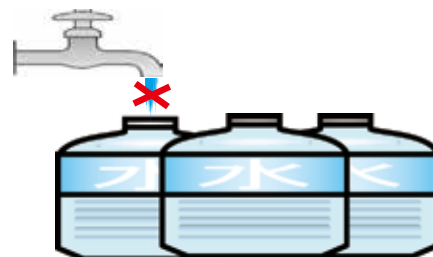
↓ すると・・・

給水車による給水には限界があり、水道管の復旧まで時間がかかります。

↓ よって・・・



引用:東京都水道局 平成24年度一般家庭水使用目的別実態調査より



備蓄しよう!! 「1人につき1日3リットル×3日分」

※ローリングストック法

少し多めに買って定期的に消費し、使った分だけ新しく買い足す方法



市販のボトルを備蓄する場合

1. 保存方法

飲料水を直射日光が当たらない、風通しのよい場所に保存しましょう。

また、少し多めに買って定期的に消費し、使った分だけ新しく買い足す「ローリングストック法」を活用するとより安心です。日常生活で消費しながら備蓄することで賞味期限切れを防ぎます。

水道水を備蓄する場合

1. 手をよく洗います。
2. 新しいポリ容器を用意し水道水で十分に洗浄する。
ポリ容器は、10リットルくらいの大きさが適当です。大きすぎると、持ち運びや水の交換に不便です。
3. 水道水のつめ方
容器内部に空気が残らないように、水道水で満たしフタを確実に閉めます。空気が残っていると空気内の雑菌等で污染される心配があります。
4. 容器の保存方法：直射日光が当たらない、風通しのよい場所を選んで静置します。
5. 保存期間：保存期間は3日間が目安です。
6. 保存水道水の切り替え
3日間の保存期間が過ぎたら雑用水などに使用し、新しい水道水に取り替えます。保存期間内にフタを開けたときは、その都度新しい水道水と入れ替えて下さい。

応急給水訓練

水道総務課 企画経営係 TEL 975-2200

水道部では、自然災害などにより断水が発生したことを想定し、各自で飲料水を確保できるように、令和元年11月5日(火)に宮城島の上原第2配水池で、4地区自治会の住民や市管工事組合の皆様に参加していただき、応急給水訓練を実施しました。住民自ら実際に応急給水栓の組み立てを行い、消火栓から飲料水を給水袋へ補給する訓練を体験してもらいました。今後も地域と連携を図りながら訓練を実施していきます。



▲応急給水栓組み立ての様子



▲給水袋へ給水中



▲給水袋は背負うことができます

災害に強い水道をめざして!

工務課 水道工事係 TEL 975-2203

古くなった水道管(老朽管)は、破裂して漏水が発生したり、大地震で水道管の継ぎ目が外れたりします。

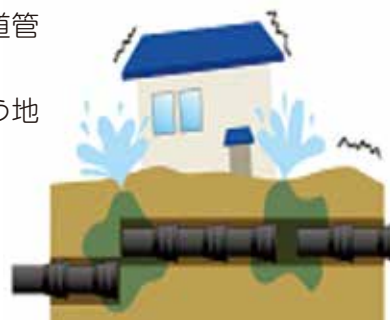
水道部では大規模地震が発生した際の水道被害を少しでも減らせるよう地震に強い水道管(耐震管)に取り替える工事を行っています。

令和2年度 配水管布設工事箇所

平良川・田場・上江洲・具志川・与那城西原

令和2年度 給水管更新工事箇所

赤道・勝連南風原・勝連平安名・勝連平敷屋・与那城屋慶名・与那城照間・与那城饒辺



水道工事の流れ

①地面を掘る



②水道管を布設する



③住宅へ引き込む管を付け替える



④地面を埋める



⑤舗装する



工事へのご理解とご協力をお願いします。

基幹施設の耐震化に向けて

配水池は、家庭に届ける水を一時的に貯える施設です。

震災時でも安全な水を届けるために、市内19箇所にある配水池について耐震診断を行い、その結果をもとに優先順位を決め、更新・補強を実施していく予定です。

*配水池及び管路の耐震化を計画的に進めていきます。



職場体験学習 受け入れ

水道総務課 総務係 TEL 975-2200

水道部では、令和2年1月にあげな中学校1年生と具志川中学校1年生の職場体験学習(3日間)を受け入れました。

施設見学では、上水道・下水道のしくみを学び、水質検査(残留塩素濃度検査)体験や現場見学など、職場体験を行いました。各課の担当者の指示に従い、一生懸命取り組んでいました。

☆感想☆

三日間で学んだことは、「水のありがたさ」です。飲み水を作るまでにすごい時間がかかることを知り、こうして水が飲めたり、使えるということを改めて思いました。これからは限りある「水」を大切に使うように思います。(あげな中)

三日間、各課を体験して水道部は、車での移動や工事などの力仕事も多く、大変だということがわかりました。普段何気なく使っている水がたくさんの人によって支えられていることを知りました。貴重な体験をさせていただき、本当にありがとうございました。(具志川中)

下水道接続に対する補助金交付制度の案内

うるま市では、排水設備工事(浄化槽や汲み取り式トイレから下水道への切り替え)の工事費に対して、補助金交付制度を実施しています。

この制度を市民のみなさまにご活用いただき、きれいな海や川を守り、快適な生活環境向上を図るために、公共下水道へ早めの接続をよろしくお願いします。

※新築工事や農業集落排水事業(津堅地区)を除く。

※排水設備とは…ご家庭から出る汚水を直接下水道へ流すための施設。

個人で、排水管や汚水桝等を設置し、管理する必要がある。

【補助対象者】

1. 下水道へ接続できる区域内、建物の所有者又は居住者、若しくは土地の所有者。
2. 国、県または市の同様な制度による補助を受けていない方。
3. 市税に滞納がない方。

【補助金額】

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽又は汲み取り式便所を設置している建物
補助対象工事が5万円以上の場合5万円	補助対象工事が10万円以上の場合10万円
補助対象工事が5万円未満の場合当該工事費の額	補助対象工事が10万円未満の場合当該工事費の額

下水道課 排水設備係 TEL 098-973-7977

下水道に
接続しようね!!



下水道の正しい使い方

マンホールには、汚水をスムーズに処理場まで送るためのポンプを備えた「マンホールポンプ」が各地区に存在しますが、**水に溶けないもの**を流すとマンホールポンプの故障や下水道管の詰まりにつながり、路上に汚水があふれたり、トイレが使用できなくなる場合があります。

下水道はみなさんの環境をより良くするための公共の財産です。個人個人が十分に注意して大切に使うことを心がけましょう。

地球の未来のために、
下水道を正しく使おう!!



下水道へ流してはいけないもの!!

【詰まりの原因になるもの】

- ・ 廃油・残飯・紙おむつ

【爆発や火災、下水道管の劣化の原因になるもの】

- ・ ガソリン・灯油・農薬・殺虫剤
などの薬品

【下水道施設の損傷、若しくは機能を阻害するもの】

- ・ 45度以上の熱湯、たばこ、ビニール、
布類



▲異物が絡まったポンプのスクリュー



▲油による閉塞状況

下水道課 下水道管理係 TEL 098-974-5467

第62回 水道週間

『第62回水道週間』が、6月1日から6月7日までの1週間、「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」をスローガンに、全国一斉に実施されました。

これは水道の現状や課題について理解と関心を高めてもらい、今後の水道事業の取組について協力を得るために毎年実施されています。

皆さんが家や学校、公園でじゃくをひねれば、いつでもそのまま飲むことができる水道水が出てきます。その水道水は、川の水や地下水を浄水場できれいにしてから、水道管を通して皆さんの家まで届けられているものです。

水道部では、水道の大切さを考える水道週間として、横断幕設置、市内各庁舎及び小中学校へ、ポスター配布や掲示等の広報活動を行いました。また、市内小学校4年生を対象にパンフレット配布も行いました。

第60回 下水道の日

『第60回下水道の日』が「マンホール 町をきれいに するとびら」をスローガンに9月10日より全国で一斉に開催されます。

下水道は、「街を浸水から防ぐ」だけでなく、「使って汚れた水をきれいに」し、「川や海を守る」など、私たちの暮らしを支えています。

私たちの水環境をきれいに保つために必要不可欠な生活基盤です。

下水道の現状や課題、地域の理解と関心を高めてもらい、今後の下水道事業の取組について協力を得るために毎年実施されています。

下水道課では、下水道の日に向けて、横断幕の設置、市内各庁舎及び各小学校や自治会にポスターの配布や掲示等の広報活動を行います。



▲横断幕の様子

クイズに答えて 図書カードをもらおう!!

もんだい

水道水をお届けするために必要なお金は、どのようにして集めているのかな？

正解を下の3つから選んでください。

- ① 水道料金で集めている。
- ② 税金で集めている。
- ③ 募金で集めている。

ヒント こたえは、2ページにあるよ。

右の応募用ハガキにて、ご応募下さい。

正解者の中から抽選で20名様に図書カード(1,000円分)を差し上げます。

当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

・うるま市に在住の方のみ応募できます。

締切:令和2年12月28日(月)

(当日消印有効)

水だより 第16号クイズの答え

※ 正解を下の3つの中から選んでください。

- ① 水道料金で集めている。
- ② 税金で集めている。
- ③ 募金で集めている。

締切:令和2年12月28日(月) (当日消印有効)

アンケートにご協力ください。

- Q1 普段どんな水を飲んでいますか？(複数回答可)
- 水道水 一度沸騰させた水道水
浄水器を通した水道水 ミネラルウォーター
その他
- Q2 水道にとって何が重要だと思いますか。
- 安全な水 おいしい水 災害に強い水道 料金の安い水
その他 ()
- Q3 この広報誌「水だより」はどの部分が参考になりましたか？
() ページ 項目名 ()
- Q4 下水道整備で重視してほしいことは何ですか？
- 使用地域の拡大 接続助成制度の充実 経営の効率化
下水道接続率の改善
- Q5 今後水道部に期待するものはなんですか？(2つ答可)
- 安全な水の供給 水道料金の安さ おいしい水の供給
安定した水の供給 お客様サービスの向上 地震など
災害に強い上下水道 その他

水道部へのご意見をお寄せ下さい。

ご協力ありがとうございました。

令和2年4月1日付けで、うるま市水道部の組織を改編しました。

平成26年4月1日に、市民の生活基盤である上水道と下水道を「水道部」として組織統合を実施しました。令和2年度より本市下水道事業の地方公営企業法の全部適用とあわせて、水道部組織の改編を行いました。

下水道事業の地方公営企業法適用

うるま市公共下水道事業は令和2年4月1日から、これまでの「官公庁会計」から地方公営企業法を適用した「企業会計（複式簿記）」へ移行しました。

なお、同法の適用は主に会計方法の変更であり、下水道使用料などの納付方法などについてはこれまでと変更はありません。

◆地方公営企業法の適用による効果

◇経営状況の明確化

貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成することで、財政状況や経営状況を分かりやすく示すことができます。

◇適正な財産管理

減価償却の導入により、施設の老朽化の状態を的確に把握することができます。

うるま市水道庁舎案内図



郵便はがき

9 0 4 - 2 2 4 1

郵送する場合は、63円切手をはって下さい。

水道部窓口にお持ちいただく場合は、切手は不要です。

うるま市字兼箇段896

うるま市水道部 行

ふりがな		<input type="checkbox"/> 男性
ご氏名		<input type="checkbox"/> 女性
ご住所	〒	
年 齢	TEL	
世帯の人数		人

〈水道庁舎内連絡先〉

課名	連絡先	主な業務内容
水道総務課	☎ 975-2200 (水道総務係) (水道経理係) (企画経営係)	・水道事業の予算決算に関すること ・総合計画等に関すること ・庶務に関すること
	☎ 973-7978 (下水道経理係)	・下水道事業の予算決算に関すること ・下水道使用料に関すること
営業課	☎ 975-2201 ☎ 975-2202 (水道測定係) (水道収納係)	・水道料金に関すること ・引越し等に伴う水道の開閉栓、名義変更に関すること ・使用水量に関すること
	☎ 975-0306 (水道給水係)	(水道給水係) ・給水装置工事及び水道メーター取り替えに関すること
工務課	☎ 975-2203 (水道工事係) ☎ 975-0305 (水道管理係)	・水道施設の工事に関すること ・水道施設の維持管理、水質に関すること ・水漏れ及び断水に関すること
FAX		973-6783
下水道課	☎ 973-7977 (排水設備係) (計画工事係)	・下水道使用料に関すること ・下水道排水設備の維持管理に関すること
	☎ 974-5467 (下水道管理係)	・下水道事業計画及び工事に関すること
	☎ 964-3175 (下水道施設係)	・下水道施設の維持管理に関すること
FAX(下水道課)		974-7467